

善監委告示第2号

平成28年11月9日付け善監委第36号で提出した平成28年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成28年12月14日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成28年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通指摘事項

1 土地等の賃貸借長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。次回の契約時には、相手方と協議し、契約を締結されたい。

【回答内容】

長期継続契約書に自動更新条項の入っているものについては、賃料等の見直しも含めて次回契約更新時に、相手方と協議し、改めて契約を締結する。

2 長期継続契約書の解約条項について

いくつかの契約書において、「解約条項」の記載に「予算が減額又は削減されたときは契約を解除する。」という趣旨の文言がなく、長期継続契約の形態をなしていない。次回の契約時には、賃借料の見直しも含めて、相手方と協議し、契約を締結されたい。

【回答内容】

長期継続契約書の解約条項の入っていない契約については、次回の契約更新時において、相手方と協議し、改めて契約を締結する。

個別指摘事項

【保育所指摘事項】

竜川保育所の屋外遊戯場について

竜川保育所の屋外遊戯場は、現在、竜川幼稚園の運動場と共用している。ところが、幼児数は74人、園児数は195人の市内最大の園児数であり、幼稚園児が使用している時は、保育所園児は使用できない状態が続いている。建物の改築計画等も考えられるが、当面は、小学校運動場の使用等を含めた運用も、教育委員会と話し合いの上、善処されたい。

【検討結果】

竜川保育所の屋外遊戯場は、幼稚園の運動場用地も含まれている。保育所の設備及び運営に関す

る基準では、満2歳児以上の幼児の保育は屋外遊戯場が必要となっており、現在の屋外遊技場で特段問題はない。しかしながら、幼稚園の運動場は在籍園児数に対して非常に狭いため、現在のように保育所屋外遊戯場との共用で対応している。

屋外遊戯場を時間差で使用することで、異年齢児の交流や幼保連携について利活用を図れるメリットもあり、幼稚園との屋外遊戯場の共用について、そのメリットを最大限に活用できるよう、使用形態について教育委員会と協議したい。

【消防本部指摘事項】

① 消防団の区分を表す地図の住居表示について

「消防団の組織及び運営等に関する規則」の備考に記載されている地図が旧の住居表示であるので、現在の住居表示に改正されたい。

② 消防団の消防車の更新について

平成3年に第5分団東部の消防自動車を購入しているが、老朽化が進んでいるので計画的に更新していくよう検討されたい。

【検討結果】

① 「消防団の組織及び運営等に関する規則」の消防団境界地図については、早急に現在の住居表示に改正を行う。

② 消防団第5分団東部班の車両は、ご指摘のとおり年数が経過しており、修繕を実施しながらの運用となっている。また、消防団車両が17台あることから、継続的に更新整備を実施して行かなければならない。しかしながら、更新整備を実施するには多額の費用が必要となることから、国・県・財団等の財源を活用することを優先し、車両の更新整備を計画的に実施していきたい。

【教育総務課指摘事項】

① リース契約書の支払遅延利息について

リース契約書において、支払遅延利息の条項が「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める割合と違えた高い利率の記載がされていた。

今後、契約変更をする場合、上記告示を適用するよう、文言の訂正を検討されたい。

② 学童保育を利用する保護者について

平成27年度から、いわゆる「学童保育の基準」（厚生労働省）が施行され、平成32年までには

「共働き夫婦のための学童保育」を施行することが法律上も義務付けられている。

一方、本市はスタディーアフタースクール条例により幼稚園児から小学校6年生までの保護者であれば、無条件で利用できることになっている。

そのために、夏休み等の学童保育数は、通常の2割前後の増となり、預かり教室、預かり指導員等に支障が出ている小学校が多い。

今後、かかる状況を改善するため、また、法律に準拠するためにも「共働き夫婦の学童」に限定した学童保育体制を早急に確立されたい。

③ 学童保育の利用料金について

現在、学童の預かり料は、幼稚園児の預かり料と同額であり、市としての支出も赤字が増加する傾向にある。

今後、法律の基準に準拠した学童保育にするためにも、夏休み等の料金体系は別途に考慮し、学童預かり料の再考を検討されたい。

④ スタディーアフタースクールの利用料金について

夏休み等長期休業中においては、預かり時間は、午前7時20分から午後6時30分までとなっており、預かりを担当している指導員は、2倍の人数を要し経費が嵩む状況である。

今後、同事業を継続するにあたり、1日預かりに対しては、適正な料金設定をし、税金の公平な配分になるよう検討されたい。

【検討結果】

① 変更契約時に、指摘のあったリース契約書における支払遅延利息の条項について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合に基づく旨の文言の記載を行う。

② 現在、本市では「善通寺市スタディーアフタースクール」として、放課後の小学生と幼稚園児を、幼稚園を中心として預かっているが、利用対象者は、市立小学校・幼稚園に通う児童・園児としており、保護者の就労などの条件はつけていない。

今後は、国の子ども・子育て支援新制度や放課後子どもプラン等により、小学生と幼稚園児を別々に預かるなど、制度の大幅な見直しが必要になってくる。

その時には、小学校児童の預かり（学童保育）の利用については、就労条件等を検討する必要があると考える。

③、④ スタディーアフタースクールの利用料金については、平成28年度中に見直しを行い、平成29年度から改定を行う予定としている。

また、小学生と幼稚園児の利用料金を別途考えるということについては、上記②で述べたように、今後は小学生と幼稚園児を別々に預かる必要があることから、その時にはそれぞれの料金体系を検討する必要があると考える。

【小学校指摘事項】

① パワーアップ事業の検証について

本市独自のパワーアップ事業の880万円は、校長の裁量により、学童の学力及び感性の更なる向上を図るための事業である。この事業の中の学力向上事業において、小学校間の予算執行に2倍以上の差が設けられている。

一方、全国学力テスト結果は、県平均として、国語が向上したものの、算数が後退したと新聞等で報じられている。

また、土曜日充実事業という独自の事業も導入し、国語、算数の基礎的な授業にも取り組んでいる。

このような環境のもと、パワーアップ事業の学力向上事業の効果を検証することが、本市の学童の更なる学力向上の一助となると考えられるので、校長各位においては検証されたい。

② 学童保育の提供教室について

平成32年度から、本市の学童保育は、小学校の教室を利用して放課後預かりが始まる。

そこで、校長各位から提供教室の確定をしていただいたところである。概ね、提供教室については、厚生労働省の基準に照らして利用できると考えられる。

ただ、竜川小学校の預かり教室（図書室）は、現在、利用児童に対して著しく狭い。今後、増築も踏まえた計画等が必要なので検討されたい。

③ 学童保育の小学校担当者の選任について

現在、学童保育の対応は、幼稚園園長と教育委員会でなされている。

今後の学童保育は、小学校と教育委員会が中心となってなされなければならない。

そこで、学校側の担当者を選任することが肝要と考えられる。特に、土曜日の連絡体制が大切なので、予算等を含めた計画を検討されたい。

【検討結果】

- ① 毎年度実施されている、全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生）や香川県学習状況調査（小学3年生～中学2年生）では、学力診断テストだけでなく、質問紙調査として子どもの生活習慣や学習環境等に関する調査も行っている。

各小・中学校では、学力の他に、これらの質問紙調査や市で行っているQUテストの診断結果及び全国体力・運動能力調査などから、自校の児童・生徒の状況を分析している。各校では、これらの分析結果から、自校の取り組みの重点目標などを決めており、校長裁量予算であるパワーアップ事業は、各校が重点的に取り組むべきと考えるところに十分に配分されていると考えられる。

- ② 竜川小学校については、現在空き教室がなく、放課後の学童保育は、図書室等を利用して行っているが、対象児童が多いことから、国の面積基準を満たしていない状況である。

同校については、平成29年度に運動場の拡張整備を予定しており、今後周辺の土地利用を考える中で、適切な場所に学童保育の専用室を設置することを検討していく。

- ③ 小学校における学童保育の実施については、学校との連携が必要不可欠になってくる。その具体的方法等については、今後学校側とも協議しながら検討を進めていきたい。

【生涯学習課指摘事項】

- ① 旧善通寺偕行社附属棟の貸付について

旧善通寺偕行社附属棟の賃貸借契約が延べ5年を超えたものとなっている。公募も視野に入れ、新しく公有財産の利活用及び賃貸借契約を締結することを検討されたい。

- ② 武道館の消防計画の作成について

武道館は、平成28年度より、公益財団法人ハートスクエア善通寺の指定管理施設として運営されている。

ところが、監査の時点で、まだ消防計画が消防本部へ提出されていないので、教育委員会は、かかる事案を指導されたい。

【検討結果】

- ① 旧善通寺偕行社の利活用等を含め、附属棟については公募する方向で検討する。
② 指定管理者である公益財団法人ハートスクエア善通寺と協議し、早急に提出するよう指導する。

【学校給食センター指摘事項】

新設給食センターへの取り組みについて

給食センターは、建物、設備の老朽化が進むなか、新給食センターを1市2町の共同によるPFI方式で行うことになり、平成31年9月の運用開始に向けて、運用の在り方について検討を始めていると聞き及んでいる。

当給食センターは、今回の監査の時点で、新センターへの現場としての課題及び閉所に向けての解決すべき課題が未処理である。

現場は、正規職員2人が事務処理等を行っているが、日々の給食提供事務に追われているところであるので、今後も安心安全な給食を提供できるよう検討されたい。

【検討結果】

新給食センターの整備については、学校給食センターのみならず、教育総務課、政策課が連携して業務を進めているところである。1市2町で新センターへの課題克服に向け努力するとともに、人員配置については運営に支障がないよう秘書課と協議の上、学校給食センターの使命として、今後も安心安全な給食を提供していく。

【市民会館指摘事項】

① 市民会館使用の許可申請書について

現在、市民会館の許可申請書は館長宛になっている。

一方、市民会館条例における許可権者は市長であり、この権限は、市民会館条例施行規則により、教育委員会となっている。

今後、教育委員会職務権限規程間における取り扱いの齟齬を訂正されたい。

② 公的機関への会議室使用許可について

地域職業相談室及び保護司会の会議室使用にあたり、市民会館条例第6条の使用許可に基づいて処理してきたところである。

ところが、一般に使用許可はその期間が短い（概ね1年）場合に行う処分である。同上の公的機関に対して、複数年を超えた使用許可手続きで対処しており、使用許可の範囲を超えたものとなっている。

かかる事案は、地方自治法第238条の4第4項及び市公有財産規則第19条により、行政財産の目的外貸付を適用した契約を締結し、貸付期間は市公有財産規則第22条第1項第4号により5年間までの記載で対処すべきである。

今後、市民会館は、教育委員会名で、上記の公的機関と会議室の貸付契約を締結することを急がれたい。

③ 使用料の減免権者について

現在、使用料の減免許可は、館長になっている。

一方、条例では、市長の権限となっているので、条例等に準拠した取り扱いを検討されたい。

④ 夏場の庁舎管理について

7月と8月の3階通路は、冷房が効かないことや屋上の焼き付けにより、高温状態を呈している。温度計による管理を行い、状況によっては、未使用の会議室の窓の開放などを行い、温度の低減化を図るよう検討されたい。

【検討結果】

- ①, ③ 現状の実務と条例等との齟齬に関しては、関係例規の改正などの適正化を検討していく。
- ② 地方自治法第238条の4第4項及び市公有財産規則第19条により、行政財産の目的外貸付を適用し、契約を締結すべきであるとの指摘であるが、現在、耐震問題等により、早急な建て替え等の検討がなされている当館の現状を考慮すると、上記法律適用の前提となる、「長期的かつ安定的に地方公共団体以外に行政財産を貸付によることになるもの」とは、判断しづらく、改築等の問題を解決するまで、従来の目的外使用許可により対応したい。
- ④ 平成29年度から実施したい。

【公民館指摘事項】

健康器具の利用について

与北公民館、竜川公民館に置かれているエアロバイクの利用については、地元の方々の利用頻度が著しく低い。整備した保健課と協議し、より利用できる手法について協議されたい。

【検討結果】

設置場所等を見直し、利用できる方法を保健課と協議する。

【図書館指摘事項】

① 夏場の閲覧室について（温度対策）

夏場の閲覧室は、利用者が多いこと、空調の能力がないこと、3階という建物配置等により、今年は特に、高温状態になっていた。温度計を複数設置するなど、より丁寧な温度管理に配慮されたい。

② 夏場の閲覧室について（スペース対策）

夏場の閲覧室は、利用者が多いため、十分に収容されていない。新聞閲覧者が図書閲覧者の席を占有している。

そこで、夏場の新聞閲覧は、市民会館の1階を利用する等、市民会館側と協議し、十分な図書閲覧者の席を確保することを検討されたい。

【検討結果】

- ① 館内の数カ所に温度計を設置し温度管理を図る。また、空調能力が低下しており、書架の間が常に高温状態であるため、壁掛扇風機を併用してエアコンの冷風を循環させ、快適に利用できるよう環境を改善する。
- ② 夏休み期間中は、学生の利用が多く混雑している。新聞閲覧コーナーを1階ロビーに移動させる方法も検討したが、図書館サービスにおいて、新聞利用者も図書資料閲覧者と同様の来客者であり、また、1階ロビーでは、バックナンバー(前日までの新聞)の管理や複写は行えないため、結局、館内で閲覧することになる。

そこで、夏休み期間中は、市民会館2階に「学習室」があるため、学習のみの利用者を、積極的に「学習室」に誘導し、館内に図書閲覧者の席を多く確保するよう検討を行う。